

農業経営基盤強化準備金の対象資産の例示

1 「農用地」とは、農地、農地以外の耕作用地、採草放牧地（基盤法第4条第1項第1号）

2 「農業用の機械その他の減価償却資産」とは、農業用の構築物、機械器具（自走・乗用型を含む）（法定耐用年数表旧別表第7）

種類	細目	例示
主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造の構築物	果樹又はホップだな、斜降索道設備及び牧さく（電気牧さくを含む。）	
	その他のもの	頭首工、えん堤、ひ門、用水路、かんがい用乱管、農用井戸、貯水そう、肥料だめ、たい肥盤、温床わく、サイロ、あぜ
主として金属造の構築物	斜降索道設備	モノレール
	その他のもの	温室、農用井戸、かん水用又は散水用配管
主として木造の構築物		果樹及びホップだな、斜降索道設備、橋架、牧さく（電気牧さくを含む）
土管を主とした構築物		暗きよ、農用井戸、かんがい用配管
その他の構築物		温室、薬剤散布及びかんがい用ビニール配管
電動機		
内燃機関、ボイラー及びポンプ		空冷ガソリン機関、水冷ディーゼル機関、液冷ディーゼル機関、発電機
トラクター	歩行型トラクター	耕耘機、ティラー
	その他のもの	乗用型トラクター、乗用型耕耘機
耕うん整地用機具		プラウ、ロータリ、ハロー、すき、代かき機、鎮圧機、均平機、うねたて機、あぜ塗り機
耕土造成改良用機具		抜根機、心土破碎機、みぞ堀機、穴堀機
栽培管理用機具		無人ヘリ、たい肥散布機、ブロードキャスター、マニアスプレッタ、ライムソー、播種機、施肥播種機、田植機、直播機、移植機、育苗機、養液栽培施設、中耕除草機、栽培管理ビークル、スプリンクラー、マルチャ、カルチベーター、動力剪定機、暖房機、温室自動天窓開閉装置、温室自動換気装置、温室用施肥かん水装置、（槽およびポンプを除く）、剪枝機、走行式作業台
防除用機具		無人ヘリ、スピードスプレーヤ、散粉機、噴霧機、ミスト機、煙霧機、土壌消毒機
穀類収穫調製用機具	自脱型コンバイン、刈取機（ウインドロウアーを除くものとし、バインダーを含む。）、稲わら収集機（自走式のものを除く。）及びわら処理カッター	
	その他のもの	普通型コンバイン、大型汎用コンバイン、ウインドロウアー、脱穀機、もみすり機、穀物乾燥機、色彩選別機

(畑作物)飼料作物 収穫調製用機具	モア、ヘーコンディショナー(自走式 のものを除く。)、ヘーレーキ、ヘーテッ ダー、ヘーテッターレーキ、フォレージ ハーベスター(自走式のものを除く。)、 ヘーベラー(自走式のものを除く。)、 ヘープレス、ヘーローダー、ヘッドライ ヤー(連続式のものを除く。)、ヘーエレ ベーター、フォレージプロアー、サイ レージディストリビューター、サイレージ アンローダー及び飼料細断機	
	その他のもの	自走式フォレージハーベスター、自走式ヘー コンディショナー、自走式モアコンディショナー、 自走式ヘーベラー、連続式自動ドライ ヤー、飼料成型機
果樹、野菜又は花き 収穫調製用機具	野菜洗浄機、清浄機及び掘取機	
	その他のもの	果実洗浄機、しいたけ乾燥機
その他の農作物収穫 調製用機具	い苗分割機、い草刈取機、い草選別 機、い割機、粒選機、収穫機、掘取機、 つる切機及び茶摘機	
	その他のもの	たばこ乾燥機、こんにゃく乾燥機
農産物処理加工用 機具(精米又は精麦 機を除く。)	花苳織機及び畳表織機	
	その他のもの	選果機、選別機、ワックス処理機、自動製函 機、自動封かん機、洗卵選別機、わら打機、 なわない機、なわ仕上機、製苳機、薄荷蒸 りゆう機、干びょう製造機、蒸煮機、はく皮精 製機、荒茶製造機、仕上茶製造機、いも切り 機
家畜飼養管理用機 具	自動給じ機、自動給水機、搾乳機、牛 乳冷却機、ふ卵機、保温機、畜衡機、 牛乳成分検定用機具、人工授精用機 具、育成機、育すう機、ケージ、電牧 器、カウトレーナー、マット、畜舎清掃 機、ふん尿散布機、ふん尿乾燥機及び ふん焼却機	
	その他のもの	飼料粉碎機、飼料配合機
養蚕用機具	条桑刈取機、簡易保温用暖房機、天 幕及び回転まぶし	
	その他のもの	蚕自動飼育装置、稚蚕飼育用温湿度自動調 節装置、動力条払機、自動受けん機
運搬用機具		牛馬車、荷車、そり、トレーラー、リヤカー、ワ ゴン、弧輪車、モノレールカー、動力運搬車、 農用舟
その他の機具	その他のもの	
		主として金属製のもの その他のもの

注：例示にある農業機械であっても以下のものは対象資産となりません。

- ①中古農業機械(新古農業機械を除く)
- ②農業経営改善計画に記載されているものより農業機械の性能が上下20%を超えるもの
(ただし、農業経営改善計画の認定時点から、技術革新により大幅に機械の能力がアッ
プするなどの理由がある場合を除く。)